

北九州市小中一貫・連携教育基本方針の改訂について(概要)

<改訂の経緯>

- ・H25年1月策定の「北九州市小中一貫・連携教育基本方針」に基づき、小中学校の連携による各種交流活動を段階的に実施
- ・基本方針策定後、H28年に「義務教育学校」が創設され、小中一貫教育に関する制度化が進むなど、小中一貫・連携教育を取り巻く状況は大きく変化

基本方針を見直すため有識者会議を設置
(R2年11月)

「北九州市小中一貫教育検討会議(有識者会議)報告書」(R3年7月)

- ・現在の「小中連携教育」の取組から義務教育9年間で子どもを育てる「小中一貫教育」への転換
- ・今後は校区の状況等も踏まえながら、施設一体型の小中一貫教育校(義務教育学校等)の設置を検討
- ・全面的な小中一貫教育への転換には、「校区の見直し(通学区域の再編)」「学校規模適正化の見直し」「地域とともにある学校への転換」等が必要

報告書を踏まえて教育委員会で検討

「北九州市小中一貫・連携教育基本方針」の改訂(R3年8月)

- ・R4年度から「小中一貫教育」の実施を目指して、各中学校区の実情に応じて段階的に取り組む(分離進学等の校区の実情で困難な場合は、当面の間「小中連携教育」の充実を図る)
- ・全市的な「小中一貫教育」として、「9年間を通じたSDGsに関連する学習の実施」「小学校高学年における一部教科担任制の推進」に取り組む
- ・教育委員会は「(仮称)小中一貫教育ガイド」の作成(R3年度)、小中学校の免許併有促進のための仕組みづくり、小中学校の人事交流の促進を図る
- ・R4年度から「小中一貫教育モデル校区」を指定し、9年間を通じた教育課程の編成等を行い、効果を検証する
- ・将来的には施設一体型の小中一貫教育校(義務教育学校等)の設置について検討する

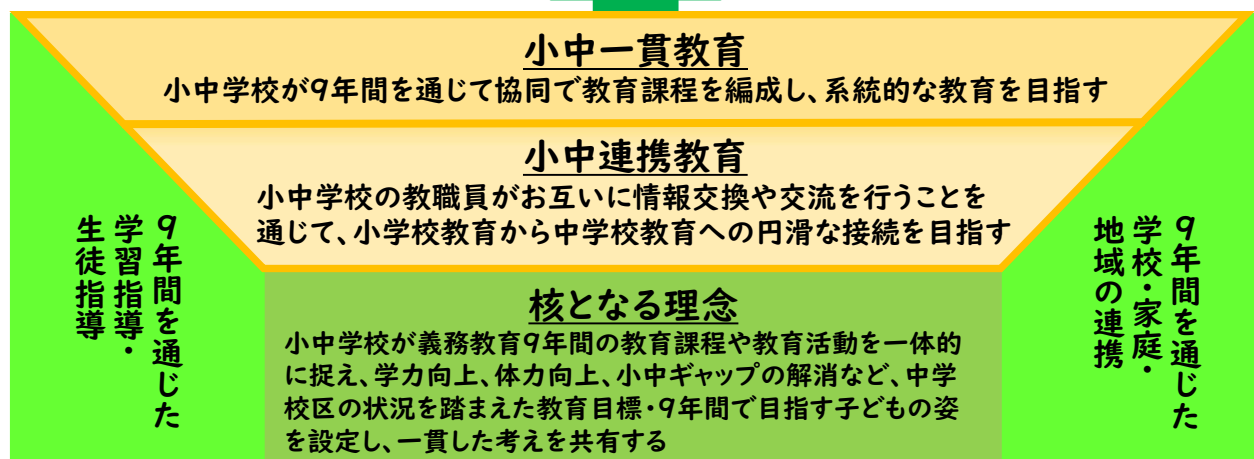
<北九州市小中一貫・連携教育のイメージ図>

【目指す子どもの姿】

- 自立し、思いやりの心をもつ子ども
- 新たな価値創造に挑戦する子ども
- 本市に誇りをもつ子ども

【小中一貫・連携教育の意義】

- 9年間を通じた連続性・系統性のあるきめ細かな学習指導による学習意欲、学力・体力の向上
- 9年間を通じたきめ細かな生徒指導による小中ギャップの解消、問題行動等の減少
- 9年間を通じた学校・家庭・地域の連携による家庭・地域の教育力の向上、地域の特色ある学校づくりの推進 等



なぜ小中一貫教育が必要なのか！？

★学校を取り巻く課題

① 6・3制が始まった戦後からの変化 「子どもの発達の早期化」→ 小学校高学年で問題行動が発生する傾向 → これまでの小学校の体制(担任一人)だけでは対応困難

② 小中ギャップ (教育活動の差異、人間関係や生活の変化による精神的・身体的負担)

(1) 指導体制の変化

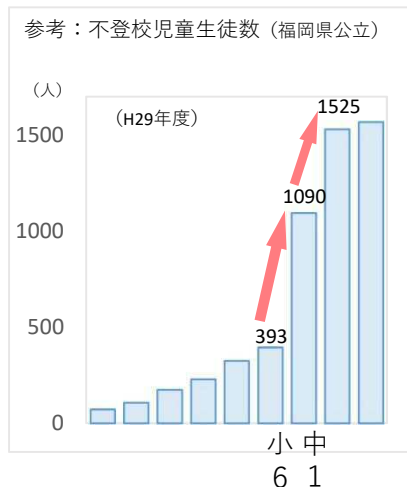
学級担任による指導 → 教科担任制かつより専門的な内容

→ 勉強についていけなくなる

(2) 小中学校の教職員の連携・相互理解の齟齬

小学校段階でのつまずきがあるまま学習が進行 → 学習意欲の低下

(小中学校の学習指導の系統化が十分に図られない状態の継続)



③ 「小中連携教育」に取り組んできたが、単発的な交流行事で終わりがち (学校間の移動時間、校時の違いによる調整困難等)

小中連携教育から小中一貫教育へ！

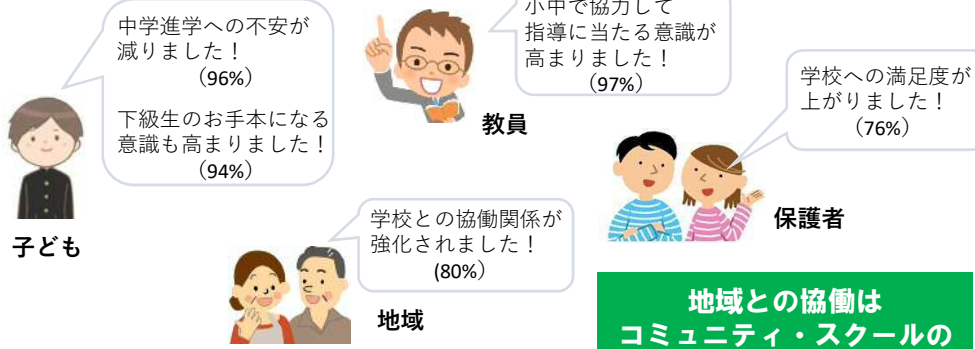
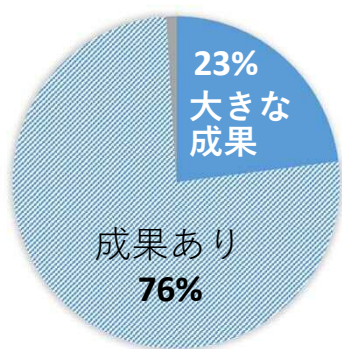
コロナ禍やICTの整備状況も加味して実践！

小中9年間で一貫した学習指導・生徒指導

教育は一つの学校種の中でのみ完結するものではなく学校と地域が協働して子どもを支えることへの共通認識

小中ギャップの解消 学習意欲の向上 につなげる！

★小中一貫教育の効果 (文部科学省「小中一貫教育の導入状況調査」(H29.3.1時点)より)



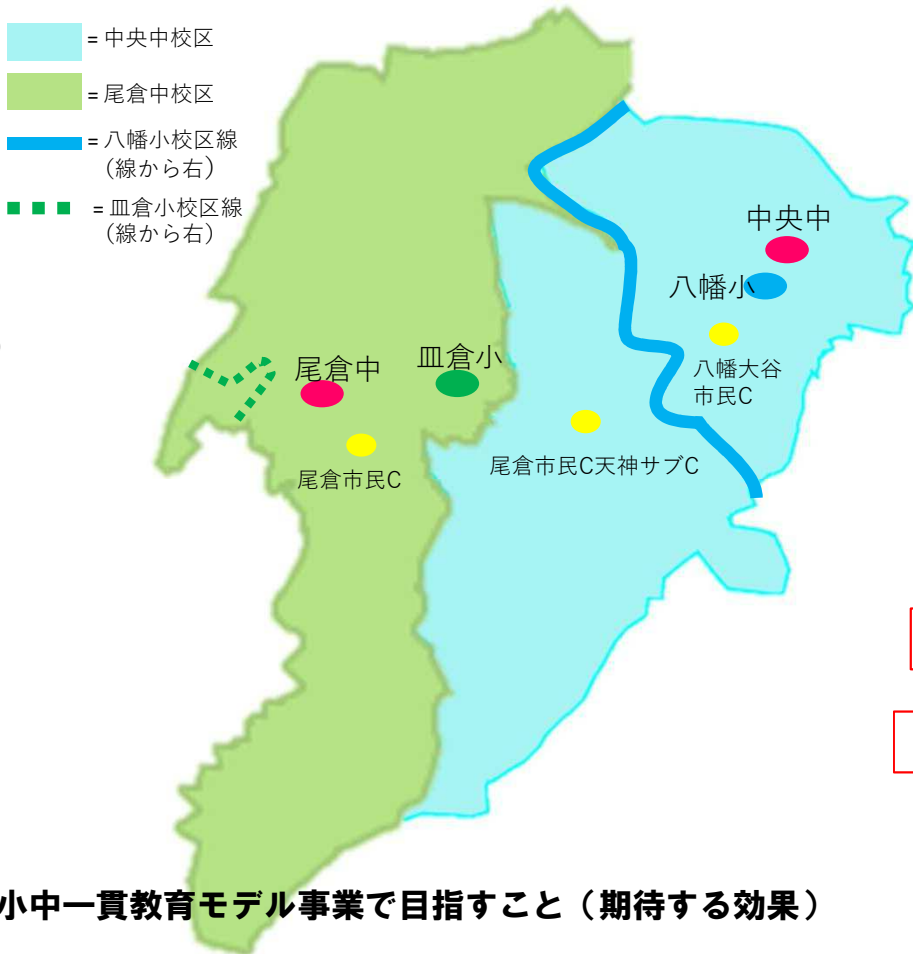
地域との協働は
コミュニティ・スクールの
仕組みも活用！

★本市の小中一貫教育モデル事業で目指すこと(期待する効果)

- ◎小中学校の教職員がチームワークで子どもを支え、小中ギャップの解消につなげる！(組織体制の見直し、小学校での一部教科担任制、9年間を通じたカリキュラム等)
- ◎異学年や異なる学校種との交流を通じて、コミュニケーション能力の向上を図るとともに相手の気持ちを考えて行動できる子どもを育てる！
- ◎地域とタッグを組んだ学校運営により、子どもたちが地域に見守られて安心して育ち、成長し、将来の地域の担い手となる環境を整備する！

令和4年度 小中一貫教育モデル校区（案）

小中一貫教育：学力向上、体力向上、小中ギャップの解消など、中学校区の状況を踏まえた教育目標・9年間で目指す子どもの姿を設定し、小中学校が義務教育9年間の教育課程や教育活動を一体的に捉えて指導・支援を実施するもの。



◇モデル校区選定理由

- ・東田ミュージアムパーク、新科学館、KGG、世界遺産、八幡図書館、響ホール、JICAなど、近隣に豊富な地域資源がある。
- ・異なるモデルタイプでの実践が可能（中央中学校区は施設一体型、尾倉中学校区は施設分離型）
- ・小中を経験した管理職の配置（両校種がわかる）
- ・特別支援学級の設置状況（多様な障害種）
- ・部活動の在り方の研究がしやすい距離感（中中連携、合同・連携等の取組）

共通の取組事項：

- 校区の教員に小中の兼務発令（どちらも自分の教え子という意識の醸成）
- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用し、地域との連携を密にした取組を積極的に展開する（合同の国型CS等）。
- 地域資源との連携を強化し、英語教育や国際交流、キャリア教育、SDG sの推進につなげていく。
- 小中のみならず、2校区合同事業や中中連携についても取り組む。

地域資源も有効に活用して
学校や学年の垣根を超えた
学びを充実

SDG sの視点

コミュニティ・スクール

環境ミュージアム

八幡図書館

響ホール

東田地区

高等教育機関・JICA

世界遺産

いのちのたび博物館

KGG（英語村）

新科学館



小中一貫教育モデル事業で目指すこと（期待する効果）

- ◎小中学校の教職員がチームワークで子どもを支え、小中ギャップの解消につなげる！
- ◎異学年や異なる学校種との交流を通じて、コミュニケーション能力の向上を図るとともに相手の気持ちを考えて行動できる子どもを育てる！
- ◎地域とタッグを組んだ学校運営により、子どもたちが地域に見守られて安心して育ち、成長し、将来の地域の担い手となる環境を整備する！

令和4年度 小中一貫教育検討事業 事業概要（案）

●事業目標

小中学校が、義務教育9年間の教育課程や教育活動を一体的にとらえ、学力向上、体力向上、「小中ギャップ」の解消など、中学校区の状況を踏まえた教育目標や9年間で目指す子どもの姿を設定し、一貫した考えを学校内外で共有し、地域全体で子どもたちを支えていく。

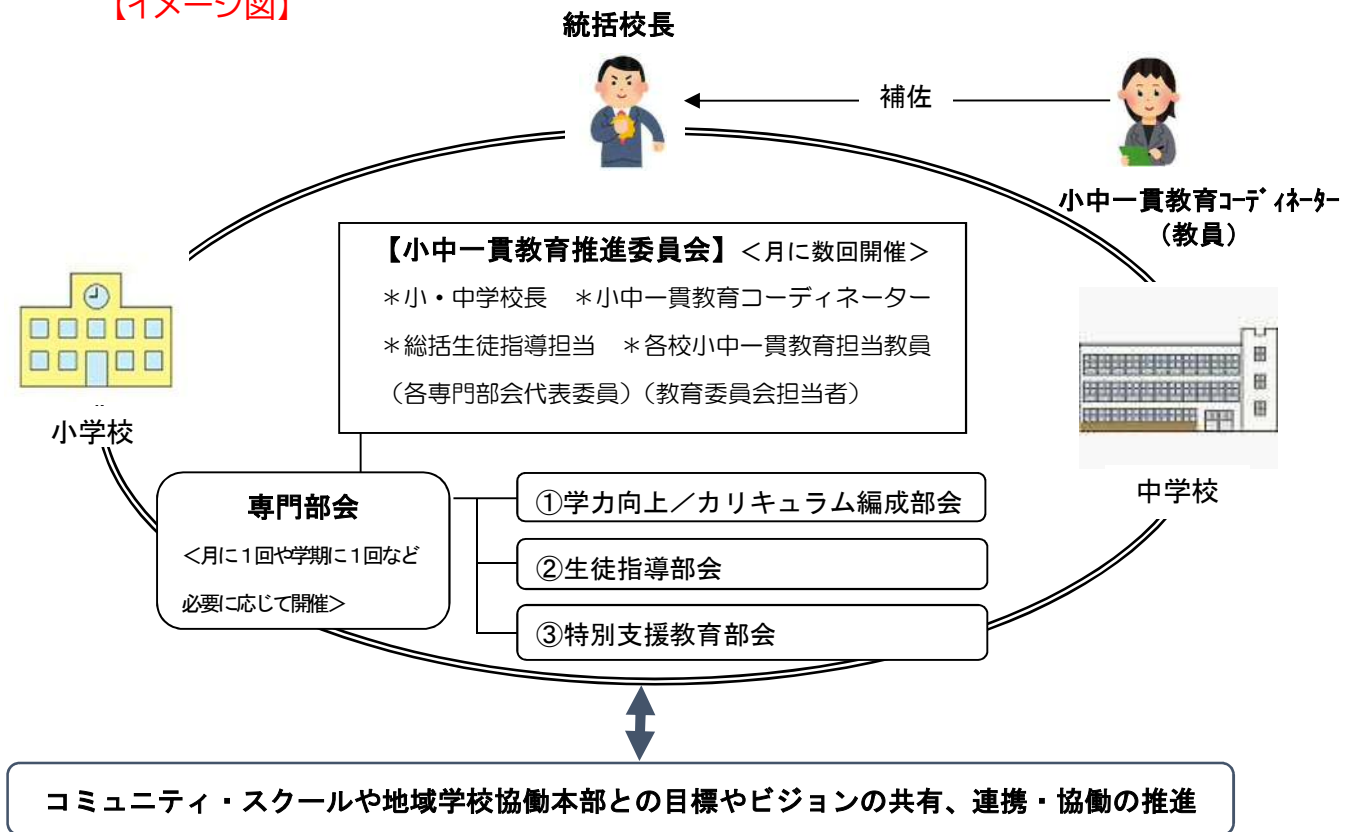
●モデル中学校区での取組（案）

（1）組織体制

■推進体制の組織化

- ・ 中学校区の教員に、パートナー校の兼務を発令する（小中学校を兼務）。小中教員の授業交流や、9年間一体的な生徒指導、部活動への小学生の参加等を推進する。
- ・ 中学校区の小中学校長のうち1名が「統括校長」として、中学校区の小中一貫教育の総合調整を図る。統括校長は、中学校区の「小中一貫教育コーディネーター」（教員）を指定して補佐を行わせる。

【イメージ図】



■小中合同会議等の実施

- ・ 小中一貫教育の方向性を共通理解するため、「小中合同教職員会議（研修会）」を実施。
- ・ 生徒指導や特別支援教育にかかる「小中合同ケース会議」を適宜実施する。案件によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの出席を要請する。

(2) 将来の学年区分変更の導入を前提とした取組

9年間でそれぞれⅠ期（小1～4年）、Ⅱ期（小5～中1年）、Ⅲ期（中2・3年）の3期に分け、各期における指導のねらいや重点を明確化し、発達段階に応じた連続性・系統性のある教育活動を推進するための研究を行う。

小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
Ⅰ期				Ⅱ期		Ⅲ期		
学級担任制					教科担任制			
					一部教科担任制			
9年間を通じたカリキュラム編成／中学校区での共通のルールづくり／個別の教育支援計画の活用 など								

■小学校高学年における一部教科担任制の実施

- 小学校高学年における一部教科担任制により、小学校専科教員及び中学校教員等による専門性の高い授業を行う。児童の興味・関心の高まりや学力・体力の向上等を図るとともに、中学校との段差を低くし、教科担任制に向けた準備につなげ、進学に対する児童の不安軽減を図る。

■9年間を通じたカリキュラム編成（教員間の授業研究、相互乗り入れ授業を含む）

- 小中教員が各教科部会等において連携を図り、日常的に互いの学習・指導内容や児童生徒の学習実態の情報交換を行うとともに、「相互乗り入れ授業」を行う。
- 各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間及び特別活動については、「北九州スタンダードカリキュラム」等を活用し、一貫性のあるカリキュラム編成に基づく教育活動を実施する。
- 総合的な学習の時間等を中心に、「SDGsに関連した学習」「キャリア教育」「環境教育」等に関わる9年間のカリキュラム編成を行い、地域の特色を生かした教育活動を推進する。

※ カリキュラム編成にあたっては、児童生徒の発達段階に応じて、4-3-2の学年区分で各期における「育てたい力・めざす姿」を検討し、設定する。

■小中合同行事の検討・実施

- 小中相互の学校行事（運動会・体育大会、学習発表会・文化祭等）への参加
- 中学生による小学生の指導（陸上・合唱など部活動生徒による指導等）

■中学校区での共通のルールづくり

- 各中学校区で共通して守る基本的なルール（授業規律、言葉づかい、服装、頭髪、持ち物、給食等）を作成し、保護者・地域等へ周知の上、小学校段階から当該ルールに基づく指導を行い、中学校への円滑な移行を図る。

■特別な配慮を必要とする児童生徒に対する支援の在り方

- 中学校進学時には、小学校で作成した「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」等を活用して、合理的配慮の内容等について確実な引継ぎを行うなど、保護者や関係機関（医療・福祉等）と連携して9年間を見通した支援の充実を図る。